

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

◇公 告 ふぐ処理師試験等の実施(衛生課)

告 示

鳥取県告示第九百十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による阿毘緑地区(第二工区)の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成二年八月二日現在の地番による。)
下阿毘緑字野古 路	下阿毘緑字野古路の全域
下阿毘緑字野コ 口田右草山	下阿毘緑字野コ口田右草山のうち二二五六の一、二二五六の六以外の区域

鳥取県告示第九百十六号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書		類 別
		題 号	表示された発 行所名	
3860	雑誌その他 の刊行物	性操遊戯 創刊号	ISBN 4-06- 20446	エヌケーター出版
3861	"	セマる	ISBN -06-2 532- 03	アド・ワーク
3862	"	美少女セーラー服通信 創刊号	ISBN 4-06- 20446 46-10	エヌケーター出版
3863	"	BANANA PRESS	BP- 12-K	テリス出版
3864	"	悦子・瀧れる	LK- コE	Do 企画
3865	"	Spoon vol. 46	SP- 1-L	Do 企画
3866	"	HUMMING	HM- 12-K	Do 企画
3867	"	乱溺	LL- サB	Do 企画
3868	"	私を乗せて	LL- サA	Do 企画
3869	"	サ裏マガジン 7月号	雑誌コー P0417 19-17	ビデオ出版
3870	"	特選あそび専門街 7月号	雑誌 0661 3-7	株式会社司書房
3871	"	ベストビデオ 7月号	雑誌 1797 9-7	三和出版株式会社
3872	"	マスカットノート 7月号	雑誌 0834 5-7	株式会社大洋書房
3873	"	おたのしみ生撮女子高生 8月号	雑誌 0211 9-8	考友社出版株式会社

3874	"	サ裏マガジン 8月号	雑誌コー P0418 19-8	ビデオ出版
3875	"	CITY PRESS 8月号	雑誌 0433 9-8	株式会社東京三 世社
3876	"	美少女CLUB 8月号	雑誌 0763 5-8	株式会社サン出版
3877	"	グレース 12月号	雑誌コー P0322 89-12	若生出版株式会社
3878	"	オレシジ写真 12月号	なし	三共図書出版社
3879	"	THEボッキー通信 12月号	なし	三共図書出版社
3880	"	HARDギヤル 12月号	なし	三共図書出版社
3881	"	ビデオ・エックス 12月号	雑誌 0762 1-12	笠倉出版社
3882	"	ビデオ・フラッシュ 12月号	雑誌コー P1338 79-12	株式会社浪速書房
3883	"	VIDEOGAL通信 No. 35	なし	三共図書出版社

鳥取県告示第九百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る阿尾縁地区第二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
御来屋線No.20～No.41間鉄塔化工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
西伯郡名和町大字豊成並びに中山町豊成、松河原、下市及び住吉地内
- 四 立ち入ろうとする期間
平成二年十一月二十七日から平成三年三月三十一日まで

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成2年11月27日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験期日

(1) 学科試験

平成3年1月25日（金）10時から12時まで

(2) 実地試験

平成3年1月25日（金）13時から

2 試験場所

(1) 学科試験

倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験

倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格を有する者

(1) ふぐ処理師試験

平成3年1月25日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定す

る魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア ふぐ処理師試験

イ 受験願書

ウ 履歴書

エ 戸籍謄本又は戸籍抄本

オ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの）

カ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所（住所地を管轄する保健

所をいう。以下同じ。）の長の証明書

イ ふぐ調理師試験

イ 受験願書

ウ 履歴書

エ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面脱帽、上半身のもの）

オ 調理師免許証の写し

(2) 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること

(3) 受験願書の提出期間

平成3年1月5日（土）から同月8日（火）まで

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 8,940円（実地試験に用いるふぐの代金は含まない。）

(2) 納付方法

ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

イ 納付した手数料は、返還しない。

7 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔なはきもの

8 合格者の発表

平成3年2月8日（金）に所轄保健所に掲示する。

9 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。